

茨城県立高萩清松高等学校 部活動に係る活動方針

■ 1 部活動及び部活動改革の基本的な考え方

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動として、教育課程には含まれないものの、学校教育の一環として、学習指導要領に位置づけられ実践されている。その結果、生徒の体力や技術の向上はもとより、豊かな人間性の育成にも寄与している。一方で、少子化や働き方改革の取組等を背景に、国や社会においては地域移行に重点を置いた部活動改革の推進と、活動時間等の遵守や見直しの徹底が求められている。このような状況に鑑み、以下の4つの柱（■2～■5）をねらいとして取組を行うことにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動を目指し、適切な活動計画に基づき活動するものとする。

■ 2 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

活動計画の作成に当たっては、活動過多を抑止する方向で見直し、可能な限り短時間で限られた時間の中で効果を上げるべく、合理的且つ効率的・効果的な活動を行うことを心がける。

(1) 適切な休養日等の設定

ア 活動時間の上限の遵守

- 1日当たりの上限・1週間当たりの上限は次のとおり。（練習試合や大会等の当日を除く。）

	1日当たり		週計
	平日	休日	
高校	2時間	4時間	12時間

- 休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動を実施した場合、他の休日に休養日を振替える。

また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整する。

- 長期休業中においても、上表のとおり活動時間を設定する。

イ 朝の活動の原則禁止

- 朝の活動は原則禁止とし、特例として実施する場合は、大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないケース等やむを得ない場合に限る。特例で実施する場合も、放課後の活動時間と合わせ、1日の活動時間の上限の範囲内で活動する。

ウ 休養日の設定

- 次のとおり、週当たり2日以上以上の休養日を設けることを基本とする。

	平日	休日（土・日）	週計
高校	原則、平日・休日各1日以上		原則、2日以上

- 校長及び部顧問は、生徒が大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、休日に休養日を振替える。

ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振替えることも可とする。

- 長期休業中においても、上表のとおり休養日を設定する。加えて、長期休業期間中に、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間以上の連続した長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

エ 休養の必要性の啓発

- 競技等によって休養の必要性等の度合いは異なるため、運動等の強度や活動時間などに応じて、休養が不足しないよう綿密な計画を月単位で立案する。

(2) 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 大会参加数の精選

- 校長及び部顧問は、大会等参加について、特に、公式大会等以外の地方大会等について、精選する。
- 部顧問は、参加する大会等について、地域や部活動の実態に応じ、活動時間の上限を遵守し適切に休養日を確保することを考慮した上で設定し、毎月の活動計画に加えて作成し、校長に提出する。

イ 大会参加に係る事前確認・検証

- 大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振替えられているか、生徒や顧問の負担が過度になっていないか等について厳格に判断し、必要に応じて参加を見送ることを含め、適切な是正指導を行い、その上で、活動計画を学校ホームページ上に公表する。

■ 3 適切な運営のための体制整備

今後の地域移行を視野に入れながら、学校部活動の位置づけや運営について果敢な見直しを行う。

(1) 望ましい運営体制の構築

ア 生徒による主体的な企画・運営の導入

- 可能な限り、生徒が自ら活動計画等を立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求めるなどの運営体制を構築する。

イ 費用負担、部活動の位置づけの見直し

- 部活動が教育課程外の活動であり、その加入が任意であることを踏まえ、未加入生徒とその保護者の費用負担に対する十分な配慮を行うとともに、その位置づけを見直す。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 熱中症の防止

- 生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。

また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。

その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。特に、暑さ指数(WBGT)が 31 以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。

- 高温や多湿時においては、大会や練習試合等、練習について、延期や見直し、中止等、柔軟な対応を行う。

イ 事故、体罰、ハラスメントの防止

- 部活動における、生徒の心身の健康管理(障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

(3) 方針・計画・実績の公表

ア 方針等の策定

- 部顧問は、次の計画及び実績を作成し、校長に提出する。

年間の活動計画	平日・休日における活動日・休養日・参加予定大会等
毎月の活動計画	活動日時・場所、休養日、大会参加日時等
毎月の活動実績	

- 部活動に係る活動方針・年間活動計画、月間活動計画に加え、毎月の活動実績についても学校ホームページ上へ掲載し公表する。

■ 4 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

多様化する生徒の活動ニーズに応えるため、活動日を減じるなどして、部活動以外の多様な活動に参加できるよう対策を講じる。

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 多様な志向への対応

- 複数のスポーツ・文化芸術活動等を幅広く経験できるよう努めるとともに、活動時間・日数の見直しにより、生徒の希望する多様な志向に対応できるよう努める。

(2) 地域移行の推進

ア 部活動時間の縮減等

- 校長及び部顧問は、部活動以外の活動に生徒が参加するに当たっては、生徒が互いの志向が多様であることを認め合えるよう、生徒・保護者に対して理解を促す。

イ 地域移行と地域クラブ活動の環境整備への協力

- 今後の段階的な地域移行を踏まえ、地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体が主催する事業に、可能な範囲で協力する。

■ 5 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、運営体制を構築する。

ア 部活動数の精選と複数顧問制による交代指導の徹底

- 引き続き部活動の精選に努めるとともに、複数顧問交代による単独指導の原則を徹底する。

イ 休養日の振替えの徹底

- 校長及び部顧問は、上記の「■ 2 ー(1)適切な休養日等の設定」で示した休養日の振替を徹底する。

平成 30 年 8 月 起

平成 30 年 11 月 一部改正

令和 元 年 9 月 改定

令和 5 年 3 月 改定

令和 8 年 4 月 改定